



島根県報

平成23年9月6日（火）

第2,322号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出（2件）	（中 小 企 業 課）	2
急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂 防 課）	4

【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表	（漁港漁場整備課）	4
公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	5
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	5

【特定調達公告】

島根県人事給与システム運用機器（サーバ関連）の賃貸借に係る一般競争入札の落札者等	（情 報 政 策 課）	5
島根県警察携帯電話回線ネットワーク中継線利用契約に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	6

【選管告示】

不在者投票を行うことができる施設の指定		8
不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し		8

告 示**島根県告示第602号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
佐藤 慶一	整形外科	松江赤十字病院	松江市母衣町200	平成23年8月25日
渡邊 達磨	眼科	渡辺眼科医院	出雲市大津町1101-2	平成23年8月25日
竹林 正孝	外科	済生会江津総合病院	江津市江津町1016-37	平成23年8月25日
水本 一生	外科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成23年8月25日
井上 実緒	内科	益田地域医療センター医師会病院	益田市遠田町1917-2	平成23年8月25日

島根県告示第603号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ出雲店 出雲市矢野町864-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史

広島県福山市春日町六丁目5番4号

(変更後) 株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史

広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(4) 変更の年月日

平成23年2月28日

2 届出年月日

平成23年8月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第604号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮食品おだ斐川店 簸川郡斐川町大字黒目534番地外5筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史 広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前）株式会社小田商店 代表取締役 小田 欣史

広島県福山市春日町六丁目5番4号

（変更後）株式会社小田商店 代表取締役 小田 浩史

広島県福山市神辺町字上御領100番地1

(4) 変更の年月日

平成23年2月28日

2 届出年月日

平成23年8月25日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

斐川町商工観光課（簸川郡斐川町大字莊原町2172）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び

主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第605号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

柿ノ木谷

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から16号までを順次に結んだ線及び標柱1号と16号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
出雲市塩津町字下谷92番1	1号
〃 708番1	2号
〃 574番	3号
〃 698番1	4号
〃 697番	5号
〃 702番	6号
出雲市塩津町字中岨104番1	7号
〃 105番1	8号
〃 104番1	9号から12号まで
出雲市塩津町字下谷697番	13号
〃 698番2	14号
〃 754番2	15号
〃 99番1	16号

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により、和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を変更したので公表する。

なお、変更後の和江地区に係る特定漁港漁場整備事業計画は、島根県農林水産部漁港漁場整備課及び島根県浜田水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通大臣から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（補助基準点測量）
- 2 作業期間
平成23年9月1日から平成24年3月31日まで
- 3 作業地域
浜田市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
安来市切川町字内代1295番3の一部
面積 1,458.76平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安来市切川町347番地2
永島 宣夫

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成23年9月6日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 役務の名称及び数量
島根県人事給与システム運用機器（サーバ関連）の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県地域振興部情報政策課 島根県松江市殿町8番地
- 3 落札者を決定した日
平成23年8月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社

代表者 中国支店長 大室 賢二

広島県広島市紙屋町二丁目2番12号

5 落札金額

137,943,540円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成23年7月1日

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年9月6日

島根県警察本部長 高瀬 隆之

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察携帯電話回線ネットワーク中継線利用契約

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 回線利用期間

平成23年12月1日から平成26年11月30日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 島根県の実施する建設工事等の請負又は物品の売買、借入若しくは製造の請負の指名競争入札において指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(4) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者であること。

(5) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目大分類「4 機械器具類」、中分類「(5)電気通信機器」に登録されている者であること。

(6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(7) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出した者であること。

3 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1
島根県警察本部警務部会計課用度係
電話 0852-26-0110 内線2235、2236

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

平成23年9月6日から平成23年9月30日までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

郵便、ファクシミリ、電子メールによる交付は、行わない。

(3) 入札説明会

行わない。

(4) 入札書の受領期限

平成23年10月27日 14時（郵便による入札にあつては、正午までに到着していること。）

(5) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成23年10月27日 14時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部 1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(6) その他

ファクシミリ、電子メール、電話等による入札は、認めない。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約予定相当額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき、定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Subject matter for tender

Contract to use transit trunk to connect it with Cellular phone line of Shimane Prefectural Police.

(2) Bid tendering Date : October 27, 2011, 2:00P.M.

(Bids by Post must be received by noon on October 27, 2011)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department,
Shimane Prefectural Police Headquarters

8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan 690-8510

TEL:0852-26-0110 (ext.2235 or 2236)

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第69号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定した。

平成23年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定をした施設

名 称	所 在 地	指定年月日
雲南市立病院	雲南市大東町飯田96-1	平成23年8月30日

島根県選挙管理委員会告示第70号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成23年9月6日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
公立雲南総合病院	雲南市大東町飯田96-1	平成23年8月30日